

東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 一 號

昭 和 十 六 年 二 月

創 刊 號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について	文學博士 加藤 繁
中國金融の特殊性	經濟學博士 小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて	經濟學博士 八木芳之助
現代支那社會論	文學士 小竹 文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用	經濟學士 天野元之助
墨家の經濟思想	經濟學士 穗積 文雄
領用制の進展	經濟學士 德 永 清行
東亞食糧問題と食糧慣習	經濟學士 大上 末廣
買辦制度	經濟學士 鈴木 総一郎
支那に於ける教會の社會性	經濟學士 澤崎 堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度	經濟學士 岡部 利良
中國に於ける聯合準備制度について	經濟學士 熊本 吉郎
佛領印度支那の財政	經濟學士 島本 融
東亞廣域經濟の貿易政策	經濟學博士 谷口 吉彦

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

支那紡績業に於ける労働請負制度

——その序説的課題として——

岡 部 利 良

一

支那に於ける近代的工業労働は、支那社會の特質を反映し、發達した資本制社會に於けるそれとは自ら異つた性格を有つてゐる。近代的工業労働である限り、支那に於けるそれも、勿論近代的工業労働としての一般的性質を有つことは明かであるが、問題は、かゝる一般的性質の、支那近代工業に於ける具體的な現はれ、それを規定する支那的な特殊性に存在する。

支那に於ける近代工業のうち、綿絲紡績業は最も大規模にして、且つ決定的に重要な部門をなしてゐる。それは、支那民族資本に於いても在支外國資本（紡績業の場合には特に日本資本）に於いても代表的な工業部門であり、同時にまたこれらの二つの資本が最も鋭く對立しつゝ發達して來た部門である。其處に於ける労働力については多量のものが必要とされ、且つそれは、半封建的な支那農村に於ける労働力供給源を基礎とし特にまた多くの婦人労働に依存してゐることに特質を有つてゐる。これらの諸事情の故に、支那の近代的工業労働のうちにあつて

1) 以下單に紡績業と言ふは綿絲紡績業を意味し、且つそれは所謂兼營織布業をも含む。其他の紡績なる用語もこれに準ず。

も、紡績労働に對してはヨリ強く支那的な性格が與へられてゐるのを見る。

紡績労働に於けるかゝる支那的な性格は、屢々指摘される植民地的な低賃銀・長労働時間等の労働條件のみならず、労働力の賣買・管理を中心とする一聯の諸關係に及んでゐる。こゝに取扱はうとする支那紡績業に於ける労働請負制度は、支那紡績労働者の雇傭及び管理の方法に關する一部の問題である。

この労働請負制度は、一つの典型的な中間收取制度であり、また特殊な拘置的労働制度である。そこでは、一種の労働請負人(親方)の支配下におかれた(實質的にはこゝに多くの人身賣買が行はれてゐる)若き紡績女工が、工場労働に従事せしめられつゝ彼等請負人の苛酷な中間收取に委ねられてゐるのを見る。かゝる事實は、支那に於ける代表的な近代工業に働く労働者が、今日なほ如何に古き關係の下におかれて居るかを示すものに外ならぬ。一般に支那の労働者に對する中間收取は、敢へて紡績業のみでなく、其他の部面にもなほ相當廣く見られるところであるが、紡績労働に於けるそれは、收取の特殊性に於いて一つの代表的な型をなすものと言ひうるだらう。我々はまたそこに、支那に於ける労働慣行の一面を求めることが出来る。

たと然し、かゝる制度の採用は、支那の紡績業に於いても必ずしも全般的・支配的に見られるわけではない。また最近においては、それが一時盛行した頃から見ると衰退してはゐる。けれどもまたこの制度が今日なほ依然として残存してゐることも事實である。實際にはそれがどの程度の範囲に行はれてゐるかと言ふ總括的な數量的結果の如きは明かにされてゐないが、種々の資料から判斷するとき、残存の程度が必ずしも單に僅少な範囲に止るものでないと思ふことも、不當でないやうである。²⁾殊に支那紡績業の最大の中心をなす上海の紡績業に於いては、

2) この點については別の機會にやゝ具體的に取扱ふであらう。

從來この制度が相當廣く行はれ、其後改廢されて來たけれども依然その殘存を見ることが少なくないと言ふ。それ故從來の過程から見れば、この制度は歴史的にヨリ多くの意味を有つものであるが、現實の課題としてもなほ問題性を有つてゐる。

中間收取制度としてのこの労働請負制度に關する問題のうち、それが齎らす『惡結果』については、從來一般的には大體二つの方向から問題とされて來た。一つは社會政策上の問題としてあり、一つは企業經營に關する問題としてある。人身賣買を伴ふ苛酷な中間收取制度が所謂社會問題として人々の注意を促すに至つたのは當然であらう。それは例へば會つて舊國民政府に於いても労働政策上の一問題として取上げられ、³⁾また現に上海共同租界工部局ではその改善問題に關して工場經營者の關心を喚起してゐる。⁴⁾これらの事實は、この制度の存在が社會的に見ても決して小さな問題でないことを裏書きするものである。他方企業經營に關して特に問題とされてゐるのは、生産性の阻害といふ事實である。問題の要點は、労働請負制度の下にある労働者に於いては、多く労働して得た賃銀も自己の所得とならずして中間收取者に收奪される結果、これらの労働者は所謂労働能率の増進に努めないと云ふのである。工場經營者はこの制度の採用がかかる障害を齎らすことについて明かに矛盾を感じてゐる。然しまたこの制度が利用されてゐることを見るとき、それは工場經營者にとつても、矛盾であつて而かも矛盾でないことに注意すべきであらう。

これらの問題並びにその問題の仕方は、この制度に關する重要な點ではあるが、然しそれらは問題の凡てを示すものではない。また從來に於いてもかかる點のみが問題にされて來たわけではない。こゝにかゝる問題を指摘

3) 例へば、駱傳華、今日中國勞工問題、民國二十二年、112頁、161頁、279頁等參照。

4) Shanghai Municipal Council, 1938 Annual Report: Regulation of Industrial Conditions, P. 40. (八並龍太郎譯編、上海に於ける工業概觀、滿鐵調查月報、昭和十五年三月、110頁)。

したのは、通常特に問題にされてゐる點から見たこの制度の問題性と、そして既にそこに吟味さるべき課題の方向・所在が一應ではあるが呈示されてゐることを示さんとしたに過ぎない。我々の主要な問題點は、この制度の支那紡績労働に於ける位地、この制度の内容をなす具體的な諸關係並びにそれと支那に於ける紡績業經營（更に一般的には支那の工業）との關係を明かにすると共に、この制度の根據、意義、方向を求めるところにある。かくして明かにされるこの労働請負制度の性格が、同時に、支那紡績業、更に支那近代工業の一つの重要な特質を語るものであることは言ふ迄もない。

然しこれらの問題を解明するに必要な當面の課題の一つは、存在する事實並びにそれらの關係を具體的に明かにすることにある。そして差當り私の意圖するところも主としてかかる點に存在する。この場合にも資料の不足が障害たることを免れないが、本稿以下の續稿に於いて所要の問題に關し、不充分ながら一應概括的な記述を試みようと思ふ。

取扱はるべき問題の内容は、大體次の如きものである。即ち、この制度の意味・一般的內容・本質、その發生・存続の根據、普及の程度、この制度の内容をなす具體的な諸關係、資本及び労働の立場から見たこの制度の利害關係、この制度の改廢の方向、等がそれである。然し本稿に於いては、これらの問題のうち、この制度の意味・一般的內容・本質に關する部分について概括的な敘述をなし得るに止まり、従つて本稿は全體の問題に對する序説的部分をなすものである。其他の問題に關しては、續稿に於いて取扱ふ豫定である。

二

支那紡績業に於ける労働請負制度(包工制、labour contract system)は、一般に支那で包工制(親方制度、請負制度)と呼ばれてゐるものゝ一種である。それは、形式的に見れば、紡績資本家と紡績労働者の間に介在する労働請負人(親方)が、自己の責任に於いて一定の契約の下に労働者を募集してこれを紡績資本家に周旋し、且つ請負人(以下単に請負人と云ふ)に於いてこれらの労働者の日常生活に對する責任及び管理を引受ける制度である。而してこれらの募集から管理に亘る一聯の特殊な方法こそこの制度を特質づけるものである。

この種の労働請負制度は、支那では、通常、これと類似的な他の請負制度と同じやうに單に包工制(包工制度)と呼ばれてゐるが、¹⁾或ひはまた包身制(包身制度)とも言はれてゐる。²⁾我が國(或ひは在支日本人紡績業者)でも單に請負制度、親方制度などと言はれ、³⁾他方また包工制なる原名がそのまま用ひられてゐる。⁴⁾更に一部の日本人紡績では、請負人のことを特に世話人と呼んでゐることから、世話人制度なる名稱を採用してゐる所もある。然し單に包工制、請負制度と云ふ場合、それは種々の意味を有つて居り、^(註一)それ故等しくかゝる名稱を以つて呼ばれるものも内容的には必ずしも同じくない。こゝに労働請負制度なる名稱を選んだのも一つにはかゝる理由からである。

(註一) 支那に於ける包工制なるものは、こゝに言ふ労働請負制度の外に次の如き場合にも用ひられてゐる。即ち例へば(a) 請負人が資本家から生産手段を提供されて生産だけを請負ひ、自分で労働者を雇つてそれをなす作業請負制度とも言ふべきもの(支那の鑛業に於ける所謂把头制度、請負制度(Potou system, contract system)、⁵⁾主として日本人紡績以外の在支外人紡績及び一部の支那人紡績に於いて行はれて來た所謂買辦制等^(註二)はこれに屬す)、(b) 貸銀支拂方法に於ける時間貸銀制に對する請負貸銀制、(c) 通常行はれてゐる工事の請負(建築業に於けるその如し)等の如きである。而してこれらは何れも包工制

1) 駱傳華、前掲書、217~220頁。何德明、中國勞工問題、民國廿六年、199頁、上海公共租界工部局年報(民國二十六年)、47頁、同上(民國廿七年)、81頁。
2) 馮和法、農村社會學大綱—中國農村社會研究一、民國二十一年、380頁(但し同所に於ける記述は國立中央研究院社會科學研究所社會學組、中國農村經濟

と呼ばれ、それらもまた包工制の一種をなしてゐる。

これらのうち作業請負制度は、こゝに言ふ労働請負制度と著しく類似の性質を有つものである。然しそれは一種の請負賃銀制であり、即ち一定の生産高を標準として賃銀が支拂はれる點に於いて（この場合賃銀の總額を先づ請負人が受取り、それを更に労働者に支給する）通常の請負賃銀制と同一の性質を有する。だが、この作業請負制度はその性質上「労働の請負」を伴ふと共に、こゝに中間収取が重要な作用をなしてゐる場合多く（把頭制度の如し）、この點に於いて單なる請負賃銀制とは異なる特殊な制度をなしてゐる。同時にまたそれは、労働者に對するかゝる中間収取の關係から見るときは労働請負制度と異ならない。而かも此の場合中間収取こそ重要な點であり、把頭制度の如きが屢々こゝに云ふ労働請負制度と同様に論じられるものもかゝる故である。けれどもこれら兩者の内容をなす具體的、な諸關係は必ずしも等しくなく、それ故兩者は一應、分かつて見らるべきであらう。但し鑛業に於ける把頭制度にも作業を請負はずして労働者の募集・周旋を主たるものとする場合があり、これはこゝに言ふ労働請負制度と著しく類似してゐる。これらに對し工事の請負の如きは、其處に中間収取の事實があるにしても、本來賃銀ではなく利潤の獲得を目的とする一つの企業である。

何れにしても包工制なるものが種々の意味を有つてゐる限り、單に包工制或ひは請負制度と言ふだけでは、如何なる内容のものの意味するか明かでない。勿論これらの問題が取扱はれてゐる場合、内容に即して見れば意味するところも知り得る筈であるが、然しなほ時として混同を避け得ない。それらも内容に即する名稱の必要を言ふ所以である。

(註二) 労働請負制度なる名稱も、その内容から見るとき必ずしも正確な表現とは言へない。即ちこの制度に於いては以下に述べる如く、一方に於いては労働者の「賣買」が行はれ、他方に於いてはこれらの労働者についてその労働力の賣買がなされしめられてゐる。然しこゝでは便宜上右の名稱に依る。

三

この労働請負制度に於ける關係者は、紡績資本家||經營者、請負人、労働者(及び彼等の家庭)の三者であるが、

支那紡績業に於ける労働請負制度

第一卷 二二二 第一號 二二二

3) 研究の發源による)、中華書局、辭海、上册、當該項參照。昭和九年八月、第十一章第一節(因滿鐵總務部資料課、中國労働運動狀況、昭九年八月、第十一章第一節(因に本書は、前掲駱華氏著書に依る、更に其他の資料を補つてなれるものである。なほ駱氏の前掲書に於ける包工制の紹介として)

このうち中心的な役割をなす者は中間に介在する請負人である。彼等は通常、包工頭、包工人（親方、請負人）などと呼ばれ、或ひはまた包飯作（賄屋、飯屋）とも言はれてゐる。包飯作と言はれるのは、彼等請負人が配下の労働者に對し食事や宿舍などの世話をしてゐる故であらう。一部の日本人紡績では彼等を特に世話人と呼んでゐることとは右に指摘した通りであるが、なほ其他の工場に於いてそれ／＼特定なる名稱を以つて呼ばれてゐるもの／＼中にも（例へば督促、賄方の如き）、實質的には請負人と同様の性質を有つものが少なくないやうである。これらの請負人には、經營者側の一員でなくして全く工場の外部に存在する者と、工場内で一定の位地を與へられてゐる者がある。¹⁾前者は請負人として典型的な形をなすものであり、後者は工場内の仕事に關與する限りに於いて純然たる請負人とは異なる性質をも有つてゐるが、然し労働者に對する中間收取の事實に着目するときは、兩者の間に何ら異なるところはない。

一般にかゝる請負人の本質は中間收取者たることにあり、彼等は全く労働者に依存する寄生的存在に外ならぬ。こゝに請負人とその配下にある労働者との關係は中間收取を以つて結びつけられ、この制度自體の主たる内容も、かゝる請負人の存在、その役割に依つて形成されてゐる。

然し一般に、支那の紡績工場にあつても、雇傭労働者の凡てが請負人の手を通じて雇入れられ、且つその配下におかれて居るのではなく、通常行はれる他の種々の募集方法で雇入れられ、従つて特殊な中間收取或ひは拘束を受けない労働者も勿論存在し、而かもかゝる労働者も決して少くない。寧ろ量的には後者の方が多い。何れにしてもこゝに言ふ如き請負人の介在の有無を基準として見るとき、紡績労働者は、請負人によるものと、然らざるも

東京商工會議所調査部編、支那經濟年報、昭和十一年版、515~545頁。

- 4) 戸田義郎稿、續支那紡績労働の吟味、支那研究、昭和十三年三月、12頁以下。
- 5) cf. Torgasheff, B. P., Mining Labour in China. 1930, pp. 9--10, pp. 53--60, pp. 150~154, etc.
- 6) 後述參照。

のとに大別される。前者に屬するものこそこゝで對象となる労働者に外ならないが、彼等は通常、包身工、包飯工、包來的等と呼ばれてゐる。以下こゝではこの種の労働者に對して大體包身工なる名稱を用ひる。

これらの包身工は、形式的にはともかく、實質的には請負人によつて一定期間買ひ取られた労働者であり、即ち單に労働力のみならず人格ぐるみ請負人の支配下におかれた存在である。官廳報告の言葉を借りれば、請負人に『讓渡された』(transferred・被轉讓)²⁾労働者である。

工場經營者との一般的な雇傭關係は、然しこれらの包身工にあつても他の通常の労働者と同様である。工場に於いては包身工だからと言つて、別に特殊な取扱ひをされてゐるわけではない。従つて包身工にとつて特に問題となるのは請負人との關係であり、これらの關係こそこの制度の具體的な内容をなす中心的なものである。

支那紡績業の労働請負制度に於けるこれらの請負人と包身工たる労働者との關係は、既に述べたところから一應明らかであるが、それは便宜上大體二つの部面に分けて見ることが出来るだらう。第一に請負人の仕事は、工場に對し労働者を募集・周旋することにあるが、かゝる募集・周旋は單に通常のそれではなく、これらの過程に於いて労働者は全く請負人に隸屬する存在たらしめられる。第二にその結果、請負人はこれらの労働者に對する生活上(一般に衣食住)の責任を負擔し、且つ宿舍に於ける彼等の監督・監視をなす。而してこれらの事實は、やゝ具體的には次の如き關係の下に形成されてゐる。³⁾

紡績労働者には支那の場合に於いても多數の女工が用ひられて居り、殊に中支に於いてさうである。請負人の手に依るものは一般にこれらの女工であり、また多くは直接地方の農村から募集されて來る未経験工である。想

- 1) 現在日本人紡績に於いては何れも前者の如き形を採つてゐる。これに對し後者の様な場合は、例へば後述の支那人紡績に於ける工頭制の下に於いて見られるところである。後述參照。
- 2) Shanghai Municipal Council, 1938 Annual Report, p. 27, 同上華譯, 30頁。

像しうるやうに、彼女達の多くは窮乏化する農家の子女であるが、これらの家庭では僅かの契約金でその子女を請負人に手渡ししてしまふのである。請負人の活動は都市でも行はれるが、それも根本的には支那農村の諸事情に背景を有つてゐる。こゝに先づこの勞働請負制度の根本的な基礎が何處に存在するか——そしてそれは一般的・基本的には半封建的な支那農業・農村に於ける諸關係に歸する——知られるであらう。

一般に請負人がかゝる農村の子女を募集するに當つては、一定の金額(大體三、四十元前後)、年限(通常二、三年)等の契約の下にこれを行ひ、⁴⁾かくして募集して來た者を工場に周旋するのである。これらの募集・周旋が行はれるには、請負人が工場經營者からそれを依頼される場合、請負人が豫め任意に募集して來てこれを工場に周旋する場合、或ひは就職希望者の側から周旋を依頼される場合、等々の種々の場合があるが、何れにしても一般に經營者は、請負人のかゝる募集・周旋活動に直接的には關與せず、従つてそれに對する監督・統制の如きも別に行つてゐない。經營者として必要な勞働者を得れば足り、其他は全く請負人の自由に委かされてゐる。こゝに請負人の跳梁の餘地が存在し、彼等によつて募集・周旋された女工達は、工場に入つて以後も、契約期間中は完全に請負人の支配下におかれ、凡ての自由を奪はれてしまふのである。

これに對し請負人の責任は、包身工たる女工の家庭に對する契約金額の支拂、女工の日常生活上(衣食住)の世話並びに彼女等の逃亡に對する責任等を主たるものとする。⁵⁾注意さるべきはこれらの女工の得た賃銀の處理であつて、これは契約の當然の結果として全く彼女達の所得とはならず、凡て請負人の所得に歸するところとなつてゐる。もつとも請負人はこれらの所得のうちから右の契約金額並びに女工の生活費を支辨しなければならぬ。

3) 駱傳華, 前掲書, 217~220頁。滿鐵總務部資料課, 前掲書, 225~227頁。戸田義郎, 前掲稿, 112~122頁。Shanghai Municipal Council, *ibid.* pp. 40~42, Fong, H. D. (方顯廷), *Industrial Organization in China*, 1937, pp. 39~42. 等參照。

なほ請負人と包身工との關係についてこゝに述べるところは其の概括的な關係であり、⁶⁾より詳細な點については次の機會に取扱ふ豫定である。

然しかゝる所要額は女工の得る賃銀に較べて少額に止まり、否少額たらしめるのであつて、かくしてこゝに少なからざる中間收取が公然と行はれる。この點については、例へば上海工部局工業科の見積りによれば、日支事變直前頃の事實として、請負人の取得する額は女工一人に付き二年間に約百元と見積られて居り、⁶⁾また駱傳華氏の記するところでは、女工賃銀の六〇％は請負人に歸すると言ふ。⁷⁾而かも一人の請負人にして大抵數人乃至十人前後から二、三十人、やゝ多きは數十人の女工をその配下において居ると言はれる。かくして請負人の活動する根據も正にかゝる點に存在する。

更にかゝる關係の下にあつては、包身工の生活たるや當然極めて劣悪化せしめられざるを得ない。請負人は通常自分で宿舍を借り、こゝに配下の女工達を起居せしめてゐるのであるが、衣食住が支給されると言ふもそれは正に最低限度の慘なものに過ぎない。のみならず請負人の多くが男子であることの結果、そこには必然的に道德的頹廢が醸成される。而かも更に請負人の制縛はこれらの女工達の日常生活に全面的に及び、嚴重なる監督・監視は不斷に彼女達につきまとつてゐる。例へば出勤に對する監督、逃亡の監視等々。女工一日の缺勤は直ちに請負人の中間收取に影響し、逃亡に至つては收取の基礎の喪失を意味するものである以上、請負人が至酷なる手段を弄するのも或ひは怪しむに足りないであらう。

四

勞働請負制度にあつては右の如く中間收取が重要な點をなしてゐるとは云へ、この制度の問題點はかゝる點にのみ止るのではない。包身工は、請負人の支配下にあると共に、同時にまた他の一般の勞働者と同じやうに資本

4) 駱傳華, 前掲書, 219頁。Shanghai Municipal Council, *ibid.* pp. 41~42.
5) 駱傳華, 前掲書, 219頁。
6) Shanghai Municipal Council, *ibid.* p. 41.
7) 駱傳華, 前掲書, 218頁。

家の下に働く賃労働者である。こゝに彼等包身工に對しては二重の支配關係が存在する。この場合、包身工も一般の労働者と何ら異なる扱ひを受けてゐるのではないことは先きに指摘した通りであるが、然し客觀的に見れば、包身工は他の一般の労働者と必ずしも同様の存在ではない。こゝに更に問題とされなければならないのは、資本の立場から見たこの制度の意義である。

中間收取の點に着目し、この制度の本質をかゝる點に求める見解が存在する¹⁾。たしかに中間收取は重要な役割をなしてゐるが、然し更に注意されるべきは、この制度が資本の立場から利用されてゐることである。即ちこゝに植民地的な利潤追求の一方を見るのである。本來經營者に於いてなされるべき労働者の募集及び管理が、その一部にしても請負人の責任に於いて代行されてゐることは(またその負擔が労働者に轉嫁されてゐることは言ふ迄もない)、經營者にとつて明かにこの制度の利用性を意味するものと言へるだらう。また請負人自身の存在にも利用性(彼等が勞資對立に對する緩衝地帯たるが如き)が少くない。而してかゝる點にまたこの制度存在の重要な一根據が求められるだらう。たゞこの場合、經營者がこの労働請負制度をどの程度積極的に維持、存続せしめつゝあるかは一應問題の存するところである。それは、經營者にとつてもこの制度が必ずしも有利な條件としてのみ作用せず、弊害的な面をも有つてゐるからである。先きに指摘した包身工に於ける所謂労働能率の低下、並びに請負人に於ける彼等の勢力の悪用の如きその主たるものである。それにしても、この制度の本質を單に請負人による中間收取の事實に求めることは當を得ないであらう。

支那紡績業に於ける労働請負制度の有つ既述の如き内容は、この制度が如何に隷奴的な關係を以つて構成され

- 1) 例へば労働請負制度は『労働周旋者が労働者の一定期間の労働力を低廉な價で購入し、その本質を『労働家供給』(戸田義郎、前掲稿、112頁)と云ふ見解である。詳しは別の機會に譲る。
- 2) 詳しは別の機會に譲る。

てゐるかを示すものである。またその基本的な基礎は、支那社會の半封建的・半植民地的性質に、更にヨリ直接的には半封建的な諸關係の下に創出された支那農村に於ける労働力に求められる。そしてこの制度の中間收取作用も、資本の立場からの利用も、このやうな關係を通じて行はれてゐるのである。かくして支那紡績業に於ける労働請負制度は、右の如き支那農村に於ける労働力を基礎とする、寄生的請負人の隷奴的の中間收取の方法であり、且つ紡績資本の植民地的利潤追求の一手段たるものである。この制度の本質も、かゝる點に求めらるべきであらう。

五

以上のやうな労働請負制度は、支那紡績労働者に對する中間收取制度として典型的なものであるが、然し彼等に對する中間收取はかゝる場合のみに限られてゐない。次に述べる二、三の事實は、この制度の外になほ中間收取が恐らく少なからざる範圍に存在することを示すものである。これらは労働請負制度と關聯或ひは共通の性質を有つてゐるので、こゝに併せて取扱ふことが必要であらう。

その一つは帶飯工と呼ばれる紡績労働者の場合である。¹⁾ 彼等は労働請負制度に於ける包身工と一見酷似しながら請負人に對する關係は包身工と可なり異つてゐるが、然し中間收取の對象たる點に共通的な關係を有つものである。即ち彼等は包身工の如く人格ぐるみ買はれた存在ではなく一應自己の自由を保留してゐるのであるが、而かも請負人Ⅱ親方の收取對象とされてゐる存在である。帶飯工と云ふのは、買はれた労働者が包飯工Ⅱ包身工と言ふのに對するもので、帶飯は食事持ちの意である。

1) Chinese Contract Labour, The North-China Herald, Nov., 29, 1933, p. 344. 以下の帶飯工の記述はこれに従ふ。なほ原文では單に Pao-Fan (包飯) に對し Tai-Fan (帶飯) と言はれてゐる。また筆者の知り得た所では、或る會社ではこの帶飯工と同様の女工を撈飯女工と呼んでゐる。

この帯飯工も多くは農村から募集されて来た窮乏農家の子女である。請負人との関係は、彼等によつて募集・周旋される外には、本來は彼等の下で宿舍及び食事の世話を受け、それに對しては一定の對價（即ち所謂下宿料）を支拂へば足りるのである。この限りこの場合の請負人は單なる募集・周旋者であり、下宿の經營者である。然しながら彼等が帯飯工を自己の下において世話をなすことにより、先づことに少なからざる收取が行はれると言ふ。けれども單にかゝる點だけならば、それは必ずしも特殊なものでもない。然るにこれらの帯飯工が未経験の新しい労働者である場合には（而してかゝる場合は多いであらう）、それらの女工は債奴的な存在に轉化せしめられるのである。それは、未経験工の場合には初期の期間は賃銀が少くないため、自己の得る賃銀だけでは到底生活費を支辨することが出來ず、そこで親方から生活費の一部を借りなければならぬが、それがまた高利のものである。他方この場合にも、親方はこれらの帯飯工を出來るだけ自己の配下に拘束すべく種々の手段をめぐらしてゐる。かくして帯飯工は借金と親方の拘束により、彼等親方の收取對象たるを餘儀なくされてゐると言ふ。かかる場合は、實質的には包身工と何ら異なるところはなく、労働請負制度の一部をなすものと見てよいだらう。^(註)

(註) なほ支那の紡績労働者に於いては獨身者が共同で賄人を雇つて生活する場合が屢々ある。これらの場合にも外見上は労働請負制度に於ける包飯作或ひは右の帯飯工に於ける下宿屋と同じやうに見える。然しそれは外見上のことであつて、内容的には全く異なるものである。

紡績労働者に對する中間收取は、更に、以上のやうな特殊な關係を有つ労働者に於いてのみならず、一般の労働者に於いても見られることが少くない。それは、支那の紡績工場に於ける工頭制及び買辦制なるものゝ下に於いて

2) 戸田義郎、前掲稿、113頁。

3) 宇高寧、支那労働問題、大正十四年、102~103頁。唐海、中國労働問題、民國十六年、97~98頁。

で存在の餘地多く、現に從來から問題とされて來たところである。

工頭制は支那人紡績に於いて多く採用されて居り、それは、工場經營者が若干の工頭（職工頭、職工監督）を雇入れ、この工頭をして労働者の募集から工場内に於ける彼等の監督、賃銀の支拂、其他労働者關係の事務一般を代行せしめる制度である。³⁾この制度にあつては工頭の勢力は大きく、彼等は労働者の賃銀の頭を刎ねることによつて中間收取を行ふのである。そのため労働者との間に屢々紛糾が惹起される。また買辦制は先きにあげた作業請負制度の一種であり、主として日本人紡績以外の外人紡績（美人紡績）及び一部の支那人紡績で行はれて來たものである。これは請負人が經營者から生産設備及び原料を提供され、一定の契約の下に生産を請負ふ制度である。⁴⁾經營者は労働者と直接には何らの關係を有たないのみならず、作業過程にも關與しない。出來高に對する所定の賃銀は一應全部請負人が受取り、それを更に労働者に支給するのであるが、こゝに請負人による中間收取の餘地が與へられてゐる。

更にこれらの制度は勿論労働請負制度を排除するものではなく、即ち労働請負制度はこれらの制度の下に於いて同時に存在し得る。而かもかゝる場合の労働請負制度にあつては、中間收取者が少くとも二段階に存在することにより、ヨリ苛酷な收取が行はれることとなるであらう。然し労働請負制度に關する限り、問題は既に述べたところに歸する。

以上の各形態に於ける中間收取の具體的内容は、労働請負制度に於けるそれとは確かに異つてゐる。それらが有つ問題も等しくはなく、そこにはそれ／＼特殊な問題が存在する。けれどもまた労働請負制度と同様の性質を

4) 方顯廷，中國之棉紡織業，民國二十三年，139頁，346~347頁，戶田義郎，前掲稿，112~113頁，朱邦興，胡林關，徐聲，上海產業與上海職工，民國二十八年，25頁，宇高寧，前掲書，102頁，唐海，前掲書，97頁，等參照。

有つ側面も存在して居り、従つて労働請負制度の吟味は同時にまた右の各形態の理解にも役立つところがある筈である。更に人々は、支那紡績労働に對する中間收取の様々の形態のなかに於いて、或ひはまたそれらとの關聯に於いて、この労働請負制度が如何なる位地を有つものであるかについても想到し得るであらう。

六

一般に資本家と労働者との間に介在する中間收取制度は、先きにも指摘した如く、支那に於いても敢へて紡績業のみに見られるものではない。¹⁾ 紡績業に於ける労働請負制度と基本的には共通の性質を有つ類似的な制度は種々の部面になほ相當廣汎に見出され、特に鑛業労働者、碼頭労働者等の間には顯著に存在する。²⁾ 殊に鑛業労働に於ける把头制度(親方制度)は著名である。支那鑛業労働者約二百萬人のうち八〇%以上はこの制度に下におかれてゐると言ふ。³⁾ これらの労働者は何れも親方の制縛下にあつてその中間收取に委ねられた存在である。更にまたかゝる中間收取制度は必ずしも支那特有のものではなく、これと同様の性質を有つものは、其他の國々に於いても、歴史的に或ひは現實的に種々の事例を見出し得るところのものである。

然しながら、支那紡績業に於ける労働請負制度には、支那社會の半封建的・半植民地的性質の故に、或ひはまた支那に於ける傳統的・慣習的諸事情や紡績業の有つ特殊性の故に、ヨリ強く支那的な性格が與へられてゐることも見逃せないだらう。他方それは、支那紡績労働に於いても必ずしも一般的・支配的な事實ではなく、一つの殘存的形態であるとは云へ、なほその有つ意義を否定し得ない。我々はそこに、支那に於ける紡績労働或ひは更に近代的工業労働の性格を具體的に示す一例證を求めたいと思ふ。

- 1) 工業の部面にあつては、労働請負制度の存在は紡績業のみに見られる事實とされてゐることであるが(戸田義耶, 前掲稿, 114頁), 然し必ずしもさうでない。例へば、製絲業にも存在して居り(馮和法, 前掲書, 380頁), 製粉業の如きにも見られるやうである。
- 2) 駱傳華, 前掲書, 220~226頁。鑛業労働者については、なほ Torgasheff, *ibid.* 3) 駱傳華, 前掲書, 220頁, 但しこの中には滿洲をも含む。